

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8294

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 20 日	支出額	330,440 円
項目	事務所費	充当額	330,440 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所家賃代 令和 8 年 2 ・ 3 ・ 4 月分		
備考	・ 埼玉県議会自由民主党議員団		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 10402	お取引日 08-01-20	時刻 16:00
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥330,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) [REDACTED]		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) [REDACTED]		印紙税 [REDACTED]

お受取人	お振込明細またはご案内		電信
	三井住友銀行 春日部支店 普通 7128326 か) カスカベ"ツツ"ユウタクキョウト"ウハ様		
ご依頼人	シラトユキヒト セイムカット"ウツ"ムツヨ様		
	電話番号 048-795-7140		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****
	取扱番号 500001		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携 帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名
	住所

管理業者	商号又は名称 (株) 春日部市住宅共同販売センター
所 在 地	春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものに チェックし、 その右欄に所 定の事項を記 載する)	☒ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	金、4,000,000円
	☐ 家賃債務保証業者の提供 する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。

頭書(9) 特約事項

1. 乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てのものを撤去し現況に復して退室すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。
2. 本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。その際乙は、仲介手数料として新賃料の50% (別途消費税) を仲介業者に支払う事。
3. 敷地内に自動販売機の設置は認めるが、清掃管理を乙が責任をもって行う事。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 白 土 幸 仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 春日部市中央1-59-4		
		(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4		
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月
	面 積	49㎡		
附 属 施 設		1階事務所前面 1台駐車場		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2025年 12月 15日 から 2027年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 再契約の為該当せず

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円	管理・共益費	なし
家 財 保険料	借主様のご判断でご加入ください。		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	[]	
	本 数	[]本	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	☒ 振 込	[]	
	☐	名義人	株式会社 []
	☐		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8332

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 21 日	支出額	121,000 円
項目	事務所費	充当額	108,900 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 2 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

更新

賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ～ 令和6年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様



有限会社アーヴァンクリエイト

埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイツ
号室 102号 面積 38.58 平方メートル (11.67 坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

令和 5 年 11 月 3 日

貸主 氏名

住所

電話

借主 氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエイト

〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5-32

フジタ川口マンション103号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事(3)第22120号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8333

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 21 日	支出額	22,000 円
項目	事務所費	充当額	19,800 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 2 月分		
備考			

支払証明書あり

理由



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

自動車保管場所賃貸借契約書（月極め）

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 [REDACTED]
ナンバー [REDACTED]

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円（税込）とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。（本体価格：月額20,000円）
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

- [REDACTED]
- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
 - 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
 - 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙 住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 香樹
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先



2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045
東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階
株式会社トータルホーム 赤羽店
TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

2025 5/

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容				新 契 約 内 容			
旧契約期間				新契約期間			
2024年5月1日 から				2025年5月1日 から			
2025年4月30日 まで				2026年4月30日 まで			
月 額 22,000 円				月 額 22,000 円			
内訳	家賃	20,000 円		内訳	家賃	20,000 円	
	消費税	2,000 円			共益費	2,000 円	
	合計	22,000 円			合計	22,000 円	

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2025 年 5 月 12 日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホ 国土交通大臣 (4)	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8399

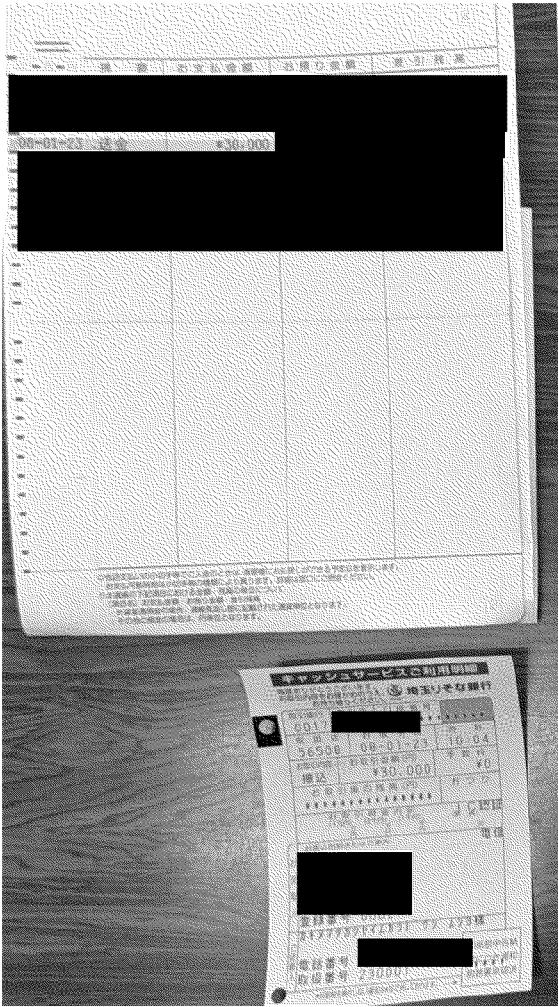
(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 23 日	支出額	30,000 円
項目	事務所費	充当額	27,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃		
備考	通帳名義：柿沼貴志政務活動事務所		

政務活動費 領収書等貼付用紙

8399

(2/2)



事業用賃貸借契約書(事務所)<更新>③

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主、経営、専断 (以下「乙」という。)は、この領収書により前面に記す不動産に関する賃貸借契約を締結した。

証書(1) 目的物件の表示

所在地	町田市南町 1-2-10 (第1種) (第1種)
所在地	(住所表示) 埼玉県川口市南町1丁目1番1号
所在地	(登記簿) 埼玉県川口市南町1丁目1番1号 (第1種) 第1000号
用途	事務所、飲食店、旅館、コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、軽量鉄骨造、その他 (用途) 事務所、レストラン、店舗、店舗、店舗、店舗、店舗、その他 (用途) 事務所、レストラン、店舗、店舗、店舗、店舗、店舗、その他
面積	約117.77㎡ (第1種) 約117.77㎡
面積	約117.77㎡ (第1種) 約117.77㎡
面積	約117.77㎡ (第1種) 約117.77㎡

証書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

証書(3) 契約期間

令和7年 0月24日 から 令和8年 0月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和7年0月24日

証書(4) 賃料等

賃料	月額 30,000円 (内消費税等)	管理費 共益費	月額 (内消費税等)	テナント 組合費	借主負担分 (保証料等の引当金)
家賃	月額 30,000円 (賃料 3ヶ月)	月額 固定料	月額 固定料	月額 固定料	月額 (内消費税等)
礼金	初期 30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	更新料の1ヶ月分	更新料 手続料	更新料の1/4ヶ月分 手続料

その他の条件 賃料は借主負担。

貸主 [REDACTED]

借主 [REDACTED]

賃料等の支払時期 毎月10日(金) 午前10時まで

賃料等の支払方法

記帳 込	振込	現金	現金
記帳 込	振込	現金	現金
記帳 込	振込	現金	現金

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8400

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 23 日	支出額	5,110 円
項目	事務所費	充当額	4,599 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代		
備考	通帳名義：柿沼貴志政務活動事務所		

政務活動費 領収書等貼付用紙

8400

(2/2)

[illegible]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8401

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 23 日	支出額	10,000 円
項目	事務所費	充当額	9,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代		
備考	通帳名義：柿沼貴志政務活動事務所		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8402

(1/2)

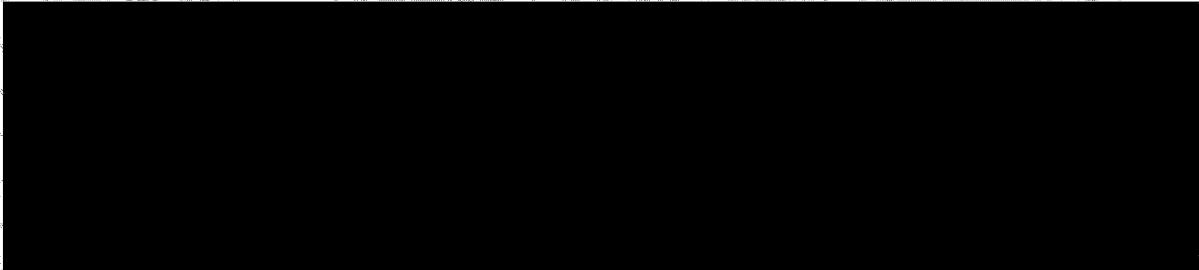
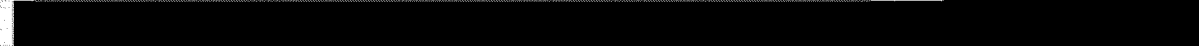
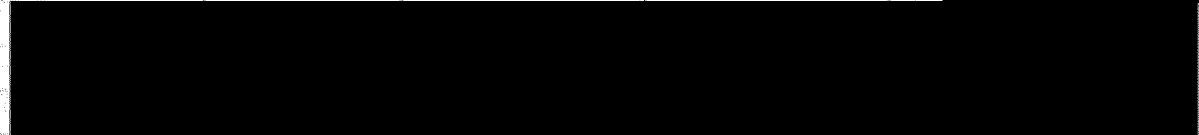
日付	令和 8 年 1 月 23 日	支出額	175,100 円
項目	事務所費	充当額	128,080 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃代（令和 8 年 2 月分）・駐車場代（令和 8 年 2 月分）		
備考	事務所家賃（令和 8 年 2 月分） $155,100 \text{ 円} \times 0.8 = 124,080 \text{ 円}$ 駐車場（令和 8 年 2 月分） $5,000 \text{ 円} \times 0.8 = 4,000 \text{ 円}$ 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため $128,080 = 160,100 \times 8/10$		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8402

(2/2)

飯能信用金庫 東飯能支店 名義人 内沼博史						
						
2	D	8-1-23	送金	155,100	メイクアップター(カ)	
3						
4	D	8-1-23	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カフリク子)	
5						

家賃内訳(メイクベター株式会社)	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代(平沼株式会社)
駐車場代5,000 × 4台=20,000 内1台分=5,000

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所 在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構 造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から
2027年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座
普通口座
名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡しに際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡しした後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6 年 5 月 31 日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター㈱

氏名 代表取締役 谷脇 道

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢229-2

氏名 内 沼 博 史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第 号 氏名

駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番 号	N0	駐車料金	月額20,000円
所 在 地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和7年7月1日から令和9年6月30日迄の2年間とする。				
振 込 先		口 座			
		名 義			
カー、名称	ホンダ ステップワゴン 黒	色		登録番号	

- 第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第 2 条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第 3 条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第 4 条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第 5 条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第 6 条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第 7 条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第 8 条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならない。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第 9 条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第 10 条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前以上に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第 11 条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

- 第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和7年 5 月 30 日

貸 主(甲) 住 所
氏 名
所在地 埼玉県飯能市仲町2-2
(甲)代理人 商 号 全平沼株式会社
電 話 042(972)780

借 主(乙) 住 所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏 名 内沼 博史
電話番号
ご自宅 042 (972) 6432
お勤め先
(社 名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。